

## 観光地域づくり法人（DMO）導入に向けた調査・検討等業務委託 提案競技実施要項

### [資料]

- 資料 1 提案書作成要項
- 資料 2 仕様書（企画提案時）
- 資料 3 提案競技に係る評価項目・評価基準

### [様式]

- 様式 1 質問書
- 様式 2 提案競技参加申込書
- 様式 2-2 委任状
- 様式 2-3 誓約書
- 様式 2-4 役員名簿
- 様式 2-5 個人用財務諸表
- 様式 3 同種又は類似業務の実績表
- 様式 4 見積書
- 参 考 共同事業体協定書ひな形
- 参 考 共同事業体構成団体一覧ひな形

この提案競技実施要項は、観光地域づくり法人（DMO）導入に向けた調査・検討等業務委託にかかる契約相手方候補者を選定するための提案競技に参加される方（以下、「提案者」という。）が留意すべき事項を定めたものです。提案者は、以下の事項を十分に踏まえた上で、提案を行ってください。

## 1 事業名称

観光地域づくり法人（DMO）導入に向けた調査・検討等業務委託

## 2 契約期間

契約締結日から令和6年3月31日（日）まで

## 3 発注者

公益財団法人福岡観光コンベンションビューロー

## 4 委託内容

資料2 仕様書（提案時）のとおり

## 5 提案限度価格

5,000,000円（消費税及び地方消費税相当額を含む）を上限とする。

## 6 スケジュール

- |              |                   |
|--------------|-------------------|
| (1) 質問書提出締切  | 令和5年4月20日（木）17時まで |
| (2) 参加申込書締切  | 令和5年4月26日（水）17時まで |
| (3) 提案書提出締切  | 令和5年5月10日（水）17時まで |
| (4) 審査（プレゼン） | 令和5年5月18日（木）＜予定＞  |
| (5) 事業者決定    | 令和5年5月22日（月）＜予定＞  |
| (6) 契約締結     | 令和5年5月26日（金）＜予定＞  |

## 7 参加資格

次の各号に掲げる資格（以下「参加資格」という。）を有する者でなければこの提案競技に参加することができません。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4に該当する者でないこと。
- (2) この提案募集の公示日から最優秀提案者決定の日（最優秀提案者がなかったときには、この提案競技の終了を宣言した日）までの間に、福岡市から福岡市競争入札参加停止等措置要領（以下「措置要領」という。）に基づく競争入札参加停止の措置又は排除措置を受けている期間がある者でないこと。

※ 措置要領が掲示されているホームページアドレス

<http://keiyaku.city.fukuoka.lg.jp/law/index.html>

- (3) この提案募集の公示日から最優秀提案者決定の日（最優秀提案者がなかったときには、この提案競技の終了を宣言した日）までの間に、措置要領別表第1、第2及び第3の各号に規定する措置要件に該当しない者であること。
- (4) 市町村税を滞納していない者であること。
- (5) 会社更生法に基づく更生手続開始の申立てがなされている者（構成手続開始の決定がなされ、競争入札参加資格の再認定を受けた者を除く。）、民事再生法に基づく再生手続開始の申立てがなされている者（再生手続開始の決定がなされ、競争入札参加資格の再認定を受けた者を除く。）、破産法に基づく特別清算開始の申立てがなされている者、手形交換所による取引停止処分を受けている者その他の経営状態が著しく不健全であると認められる者でないこと。
- ※ なお、最優秀提案者に選出された場合であっても契約締結までの間に、措置要領別表第1、第2及び第3の各号に規定する措置要件に該当した場合又は当財団に提出した書類又は電子ファイルに虚偽の記載をし、若しくは重要な事実について記載をしなかったことが判明した場合は、契約の相手方としないことがあります。
- ※ 複数の団体により構成されるグループ（共同事業体）で応募することができます。その場合は、応募時にグループ共同事業体を形成し、代表団体を定めてください。
- ・共同事業体で応募する場合は、各構成員が参加資格を満たす必要があります。
  - ・各構成員は、本提案に関する2以上の共同事業体の構成員になることはできません。
  - ・応募後の代表団体の変更及び構成団体の変更は、原則として認められません。

## 8 質問書の提出

本提案競技では、現場説明会を実施しません。提案を行うにあたり疑義が生じた場合は、令和5年4月20日（木）17時までに提案競技質問書（様式1）に記載のうえ、「17 問い合わせ・提案書提出先」宛にEメールで提出し、質問書を提出した旨を電話で連絡してください。

質問に対する回答は、当財団ホームページに掲載します。

## 9 参加申込

参加を希望される場合は、参加資格を確認し、下記のとおり書類を提出してください。

### (1) 提出書類

以下の書類のうち、②～⑤については、提出日前3か月以内に発行された原本を提出すること。  
提案競技参加申込書（様式2）

#### ① 登記事項証明書（法人の場合）

注1) 法務局発行の現在事項全部証明書を提出すること（履歴事項全部証明書でも可）。

#### ② 身分証明書及び登記されていないことの証明書（個人の場合）

注1) 本籍地の市区町村発行の身分証明書（市区町村によっては「身元証明書」という名称で取り扱っていることもある。）を提出すること。なお、身分証明書とは、後見登記、破産等の通知を受けていないことを証明するものである。

注2) 法務局又は地方法務局発行の登記されていないことの証明書を提出すること。なお、登記されていないことの証明書とは、成年後見人、被保佐人等の登記がされていないこ

とを証明するものである。

注3) 身分証明書と登記されていないことの証明書は、両方提出が必要である。

③ 市町村税を滞納していないことの証明書

注1) 福岡市内に本店又は支店・営業所等を有する者については、福岡市発行の納税証明のうち「市税に係る徴収金（本税及び延滞金等）に滞納がないことの証明」がなされているものを提出すること。

注2) 上記以外の者については、所在地市区町村発行の証明書で、直近2年分の市町村税の滞納がないことが確認できるものを提出すること。

④ 消費税及び地方消費税納税証明書

注1) 本社所在地の所轄の税務署発行の証明書を提出すること。

注2) 証明書の種類は「納税証明書（その3）」を選択すること（「その3の2」「その3の3」でも可）。

⑤ 委任状（様式2-2）

注1) この提案競技の案件に係る本市との取引を代理人（支店長、営業所長等）に行わせる場合は、様式2-2により委任状を作成して提出すること。

⑥ 誓約書（様式2-3）

注1) 様式2-3に、代表者の所在地、商号又は名称、代表者役職名、氏名等を記入し、印鑑は実印を使用すること。

⑦ 役員名簿（様式2-4）

注1) 様式2-4に、代表者及び役員（⑥の委任状を提出する場合は代理人（支店長、営業所長等）を含む。）の、氏名、フリガナ、生年月日、性別を記入すること。

注2) この情報は、福岡市の事務事業から暴力団を排除するために、福岡県警察本部へ照会することに使用する。

注3) 役員とは、株式会社、有限会社の取締役、合名会社の社員、合資会社の無限責任社員、公益法人、協同組合、協業組合の理事をいう。（監査役、理事、事務局長は含まない。）

⑧ 直近の決算2年分の財務諸表の写し

注1) 法人の場合は、直近決算2年分の貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書の写しを提出すること。

注2) 個人の場合は、様式2-5をもとに作成のうえ提出すること。

⑨ 共同事業体で応募する場合は、「共同事業体構成団体一覧」及び「共同事業体協定書」を提出すること。（様式は任意）

(2) 提出部数

各1部

(3) 提出期限・提出方法

令和5年4月26日（水）17時までに、「17 問い合わせ・提案書提出先」宛に郵送（必着）又は持参してください。

※ 郵送の場合については、特定記録又は簡易書留で送付してください。

(4) その他

上記(1)の書類を提出していない事業者については、提案競技に参加することはできません。

## 10 企画提案書等の提出について

### (1) 提出書類

書類は、下記①～③を1つにまとめて提出してください。また、全体にわたって参加事業者名が分からないようにしてください。

#### ① 提案書

資料1「提案書作成要領」、資料2「仕様書（企画提案時）」を参照のうえ作成してください。（以下「仕様書」という。）の内容を十分に踏まえた上で、本要項に従い提案書を作成してください。

#### ② 見積書（様式4）：本業務期間内に要する経費

※ 本業務期間内に実施する提案内容の一切を含んだ額としてください。なお、「5. 提案限度価格」に留意してください。

※ 経費の内訳については、できる限り詳細に分けて記載してください。

#### ③ 同種又は類似業務の実績表（様式3）

※ ③については、該当がある場合に提出してください。

### (2) 提出書類

6部

ただし、提出する6部中の1部にのみについては、提案者名（企業名）を記載し、押印してください。

### (3) 提出期限・提出方法

令和5年5月10日（水）17時までに、「17 問い合わせ・提案書提出先」宛に郵送（必着）又は持参してください。

※ 郵送の場合については、特定記録又は簡易書留で送付してください。

### (4) その他

① 提案書は、資料1「提案書作成要領」に従って作成してください。

② 1事業者（1共同事業体）1提案とし、複数の提案は認めません。

③ 提出書類に不備がある場合は、受付できないことがあります。

④ 提出期限までに提出がなかった場合は、提案競技への参加を辞退したものとみなします。

## 11 審査概要

### (1) 審査（プレゼンテーション）

最優秀提案者（採択予定事業者）を選考するために設置される審査委員会の委員に対して、事業者によるプレゼンテーションを実施します。プレゼンテーションは、契約を締結した場合に、当該事業を主に担当する方が行ってください。

なお、プレゼンテーションの詳細な時間・場所は、対象事業者にEメールにて通知します。

### (2) プレゼンテーション

プレゼンテーションは、契約を締結した場合に当該事業を主に担当する方が行ってください。

JVによる提案を行う場合は、代表者となる事業者がプレゼンテーションを行ってください。

なお、プレゼンテーションの詳細な日時等は、対象事業者にEメールで通知します。

- ① 日時（予定） 令和5年5月18日（木）予定
- ② 方法 WEB会議ツール（Google Meet 等）を用いたオンライン開催
  - ※ 5月15日（月）17時までに、対象事業者に、該当URL等を通知する予定です。
  - ※ 参加時のアカウントについては、市が事前にEメールでお知らせする社名（A社、B社など）にてご参加頂きますよう、お願い致します。
  - ※ プレゼンテーション参加アカウント数は、原則1事業者2アカウントまでとします。
- ③ 説明：時間は30分（説明20分・質疑応答10分）とします。
  - ※ 説明時間終了5分前及び2分前に、事務局より残り時間をアナウンスします。
  - ※ 説明にあたっては、上記10（1）の提出書類を使用し、企画提案について口頭にて説明を行ってください。なお、資料の追加・変更は認めません。
  - ※ プレゼンテーション審査を欠席した場合は、選考から除外します。

## 12 契約相手方候補の選定

### (1) 評価基準

資料3「提案競技に係る評価項目・評価基準」に基づいて提案書の内容を評価し、算出します。

### (2) 最終選考結果の通知

令和5年5月22日（月）までにEメールにて連絡する予定です。

## 13 提出書類の取扱い

- (1) 提案書類提出後の内容の変更は認めません。ただし、明らかな誤字・脱字等の場合はこの限りではありません。
- (2) 提出書類は返却しません。なお、提出書類は、契約に至った場合に使用するほかは、本事業の採択に関する審査以外の目的で提案者に無断で使用することはありません。
- (3) 提出書類は、提案審査の事務に必要な場合、複製することがあります。
- (4) 選定された提案は、当財団との協議により内容の変更を求めることがあります。

## 14 失格要件

以下のいずれかに該当する場合は、失格となる場合があります。

- (1) 条件を満たさない提案を行った場合
- (2) 提出書類に虚偽があった場合
- (3) 審査委員等に対する不正な行為が認められた場合
- (4) 事業推進に必要な手続きを行わない場合

## 15 契約

### (1) 契約手続き

審査委員会での選定に基づき、当財団は最も優秀と認められる事業者を決定し、当該提案を行った参加事業者と提案内容をもとに最終的な仕様等を決める協議を行い、業務委託契約手続きを行います。

なお、契約締結に至らない場合は、次点の事業者と業務委託契約手続きのための協議を行います。

## 16 その他留意事項

- (1) 提案に係る費用は、参加事業者が負担するものとします。
- (2) 審査結果に関する質問には一切回答しません。
- (3) 提案内容を他の目的のために使用することは禁止します。
- (4) 委託内容については、現時点で必要と思われる提案内容を提示しており、契約締結の際、契約交渉者との協議のうえ変更することがあります。
- (5) この委託で制作された成果品は、当財団に帰属するものとします。

## 17 問い合わせ・提案提出先

福岡観光コンベンションビューロー総務部 担当：鳥越・五通

〒810-0041 福岡市中央区大名2丁目5番31号

電話番号 092-733-5050

Eメール bosyu01@welcome-fukuoka.or.jp